

根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付要綱の制定について（制度の概要）

1 要綱制定の目的

この要綱は、市内において漁業に従事する地元出身の新規学卒者等に対し奨励金を交付することで、将来、漁業の中心を担う人材の確保・育成並びに漁業後継者対策の推進を図ることで、安定的かつ持続可能な漁業生産体制の構築を図るとともに、若年層の定住促進に寄与することを目的とする。

2 奨励金の種類及び交付額

- (1) 新規漁業就業奨励金 10万円 ※新規就業時から90日以上経過している者
- (2) 1年継続奨励金 10万円
- (3) 2年継続奨励金 10万円
- (4) 3年継続奨励金 20万円
- (5) 4年継続奨励金 20万円
- (6) 5年継続奨励金 30万円

合計100万円

※ただし、継続奨励金については、前各号の奨励金の交付を受けた者に交付する。

3 交付対象者

- (1) 学校教育法（昭和22法律第26号）に規定する新規学卒者等で1年以内に市内において漁業に就業し、新規就業時から1年間で通算90日以上漁業に就業した者
- (2) 北海道根室高等学校を卒業若しくは1年以上在籍した者、義務教育期間に市の住民基本台帳に1年以上登録されたことがある者

4 対象者要件

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 根室市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (3) 過去に本奨励金等の交付を受けていないこと。
 - ア 根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付要綱に基づく奨励金
 - イ 根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付要綱に基づく奨励金
- (4) 前各号に掲げるほか、奨励金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でないとして市長が認める者

5 交付申請

交付申請書に下記関係書類を添えて市長に提出
※交付対象者の要件を満たした後2年以内とする。

- (1) 新規漁業就業奨励交付金申請者
 - ア 申請者が直近に在籍していた教育機関（第2条第1号に掲げるものに限る。）の卒業の日又は退学の日を証する書類
 - イ 北海道根室高等学校の卒業証書の写し又は在籍していた期間を証明する書類（第2条第2号前段に該当する者に限る。）
 - ウ 住民票
 - エ 市税の滞納がないことを証明する書類
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 継続奨励金交付申請者
 - ア 漁業就業状況証明書（様式第2号）
 - イ 前号イ、ウ及びエに掲げる書類

6 予算額 500千円（1名100千円×5名）※令和7年度

7 施行日 交付の日から施行